

令和6年2月22日
報道発表資料

川崎市（経済労働局）

「川崎市中央卸売市場北部市場における電力の費用に係る債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求控訴事件及び同附帯控訴事件」の第2審判決について

昨日午後、川崎市中央卸売市場北部市場における電力の費用に係る「債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求控訴事件」及び「債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求附帯控訴事件」の第2審判決が東京高等裁判所から言い渡されましたので報告いたします。

事件番号及び事件名 : 令和5年（ネ）第3884号 債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求控訴事件
令和5年（ネ）第5992号 債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求附帯控訴事件

判決言渡し期日 : 令和6年2月21日（水）午後1時10分

裁判所 : 東京高等裁判所

判決の主文（抄） : 1 本件控訴に基づき、原判決中、被控訴人の不当利得返還反訴請求に係る部分を取り消す。
2 被控訴人の不当利得返還反訴請求を棄却する。
3 本件附帯控訴に基づき、控訴人は、被控訴人に対し、658万7867円及びうち658万1075円に対する令和3年12月31日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

※ 控訴人と被控訴人の間に電気の使用及び電気料金の支払いにつき、合意（契約）が成立していること、本件債権の消滅時効期間は改正前商法522条により5年となること等について記載があり、本市の主張する不当利得返還請求権等（消滅時効期間10年）については、認められませんでした。

1 事件の概要

本市が、原告（第2審における控訴人。以下同じ。）に対し、平成25年5月から令和3年3月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用を請求していなかったことが判明したため、同年10月18日付けで、当該費用を請求したところ、原告は、本市に対し、改正前民法173条1号を適用して、消滅時効の期間は2年と主張し、令和元年9月から令和3年3月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用を納付し、令和4年4月14日、平成25年5月から令和元年8月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用（以下「本件費用」という。）に係る債務は存在しないことの確認を求める訴えを提起した（第1審）。

本市は、原告に対し、令和4年11月4日、本件費用（未納額16,227,162円）の支払を求める反訴を提起し、第1審において、令和5年6月27日、本市の主張が認められる判決が言い渡された。なお、判決要旨は、原告と被告間に電気供給契約は存在せず法律上の原因がないこと、本件債権は不当利得返還請求権と解すべきであるから、その消滅時効期間は10年であると解されることについて記載があり、本市の主張が認められたもの。

原告は、第1審判決を不服として、令和5年7月7日、東京高等裁判所に控訴した。本市は、同年12月19日、同裁判所に附帯控訴を提起した（第2審）。

2 当事者

控訴人（附帯被控訴人・第1審本訴原告・第1審反訴被告）

東一川崎中央青果株式会社

被控訴人（附帯控訴人・第1審本訴被告・第1審反訴原告）

川崎市

3 控訴の趣旨

【控訴人の請求】

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 控訴人が、被控訴人が開設する川崎市中央卸売市場北部市場で所有する青果棟低温卸売場施設において平成25年5月から令和元年8月までの間に使用した電気の電気料金にかかる控訴人の被控訴人に対する支払債務が存在しないことを確認する。
- 3 被控訴人の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審ともに被控訴人の負担とする。

【被控訴人の答弁】

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

4 附帯控訴の趣旨

【附帯控訴人の請求】

1 原判決主文第1項を取り消す。附帯被控訴人の訴えを却下する。訴訟費用は第1、2審とも附帯被控訴人の負担とする。

2 (1) 予備的主張 (その2)

附帯被控訴人は附帯控訴人に対し、金6,781,318円を、及び別表2のうちの平成28年9月分から令和元年8月分までの「請求額」欄記載の各金額に対する「支払期限」欄記載の各日の翌日から支払済みまで年6パーセントの割合を乗じて計算した額を支払え。

訴訟費用は、附帯被控訴人の負担とする。

(2) 予備的主張 (その3)

附帯被控訴人は附帯控訴人に対し、金6,762,865円を、及び別表2のうちの平成28年9月分から令和元年8月分までの「請求額」欄記載の各金額に対する「支払期限」欄記載の各日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合を乗じて計算した金額を支払え。

訴訟費用は、附帯被控訴人の負担とする。

【附帯被控訴人の答弁】

1 本件附帯控訴を棄却する。

2 附帯控訴費用は附帯控訴人の負担とする。

5 主な争点

本件債権の消滅時効の期間について、原告は「電気料金債権として改正前民法173条1号を適用し、消滅時効の期間は2年」(主位的な主張)又は「商行為によって生じた債権として改正前商法522条を適用し、消滅時効の期間は5年」(予備的な主張)と主張していた。

それに対して、本市は「不当利得返還請求権として改正前民法167条1項を適用し、消滅時効の期間は10年間」を主張し(主位的請求)、仮に主位的請求が認められないとしても、「第三者弁済に基づく費用償還請求権として改正前民法167条1項を適用し、消滅時効の期間は10年間」(予備的請求その1)、「商行為によって生じた債権とするのであれば改正前商法522条を適用し、消滅時効の期間は5年」(予備的請求その2)、又は「市場施設使用指定によって生じた債権とするのであれば地方自治法第236条1項を適用し、消滅時効の期間は5年」(予備的請求その3)と主張していた。

6 事件の経過

【第1審】

令和4年 4月14日 提訴
同年11月 4日 反訴の提起
(口頭弁論等7回)
令和5年 6月27日 判決【本市勝訴】
【第2審】
令和5年 9月22日 控訴状を受領
同年10月10日 応訴
同年12月19日 附帯控訴の提起
(口頭弁論等3回)
令和6年2月21日 判決

7 今後の対応方針

判決内容を詳細に分析し、今後の対応について検討していく。

○担当・問合せ先

中央卸売市場北部市場管理課 山根担当

電 話 (044) 975-2211